

写真提供:第8支部 横山 正氏

### 目黒の歳時記:椎の木(不動公園)

目黒区のシンボルとして、目黒区の紋章、目黒区の木(シイ)、目黒区の花(ハギ)、目黒区の鳥(シジュウカラ)が昭和 52 年 10 月 1 日に制定されています。シイ(椎)は、ブナ科の常緑樹で、目黒区の公園樹や庭木の中で最も多い樹木です。花は初夏、実は翌年の秋に実ります。風雪に耐え、大地に強く根を張ったシイは、郷土の自然と、村づくり、まちづくりに励んできた祖先の勇気をじっと見つめてきたのです。

シイは、将来の実りを約束し、明るく住みよいまちづくりに向けて、力強く、根気強く前進する目黒区を象徴する木です。目黒法人会広報『椎の木』の題字にも使用しています。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は1月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、 "税"を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。



### 目黒税務署からのお知ら

## 任のごあいさ



目黒税務署長 Ш 口 桂 司

資料調査第一課長から転任してまいりました川口で この度の人事異動により、大阪国税局課税第二部 公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれま 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

しては、

ございます。

すよう、

よろしくお願いいたします。

前任の坂井署長同様のご厚情を賜りま

する各種研修会などの公益目的事業に長年取り組ん の健全な発展や地域社会へ貢献するために、税に関 の高揚並びに適正な税制についての提言、地域企業 から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多 大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 貴会におかれましては、 青木会長をはじめ目黒法人会の皆様方には、 税知識の普及と納税意識 日頃

作品が応募されております。 クール」を開催していただき、 アシスタントを務めていただきました。 の開催につきましては、 また、 次世代を担う小学生に対する「租税教室」 女性部会では 青年部会を中心に講師及び 「税に関する絵はがきコン 数多くの素晴らしい

でこられました。

法人会ブースの出展や「中目黒夏まつり」 れた「目黒リバーサイドフェスティバル」における 目黒法人会連としての活動があり、 更には、地域に密着した活動として、 阿波踊りでは 先日開催さ における

> ことに、皆様方の行動力を心強く感じますと共に、 として地元夏祭りを盛り上げて喝采を浴びておられ ました。これらの取組みを通じ、公益法人としての 深く敬意を表します。 使命を果たし、益々活躍の場を広げられておられる 100名以上の踊り手が参加する最大規模の 連

あります。 義務化及び消費税率の引上げなど、 済情勢の変化に加え、大規模法人のe-Tax利用 税務行政を取り巻く環境は、近年の社会経 大きな変革期に

\$ にも取り組んでまいりました。貴会におかれまして るようご協力をお願い申し上げます。 準備についての説明会を開催するとともに広報活動 度より事業者の皆様方に制度の内容や事前に必要な されました「軽減税率制度」につきましては、 特に本年10月から消費税率の引上げと同 会員の皆様方に当該制度がスムーズに定着され 時に導入 昨年

成31年1月からご利用いただけるようになりましの方のD・パスワード方式による送信を可能とし平 お願い申し上げます。 るIDとパスワードを使ってインターネットで自宅等 た。事前に税務署で本人確認を行った後に発行され で申告をされる方に是非ご利用いただくよう周知を 和元年分の確定申告においても、会員企業の従業員 から申告手続きが完了できるようになりました。 また、e-Tax利用の簡便化のため個人納税者 令

ご繁栄を心から祈念しまして、 とも目黒税務署の税務行政に対しまして、お力添え いただきます。 益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業の を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。 大なるご支援をいただいているところですが、 結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の 会員の皆様方には、 貴会の様々な活動を通じて多 着任の挨拶とさせて 今後

### 目黒法人会担当職員のご紹介



法人担当 副署長 永野



法人課税第1部門 統括官 河場 昌和



法人課税第2部門 統括官 森田 京子



法人課税第1部門 法人審理担当上席 小田 裕章



法人課税第2部門 源泉審理担当上席 榎本 綾子

### 「税を考える週間」 くらしを支える税

「税を考える週間」とは、国民の皆様に、より能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税意識の向上を図ることを目的として行っている広報・広聴週間です。

本年度のテーマは「くらしを支える税」であり、国税庁の適正・公平な課税と徴収のための取り組みを紹介するとともに皆様に国民生活と税の関わりについて考えていただき、税務行政に対する理解を深めていただくための各種行事を行います。

開催行事	開催日程	会場等	摘要
税の作文・標語等の展示	11月11日(月)~	目黒税務署1階ロビー	左記の期間ご自由にご覧いただ
がの作人 採品寺の展外	11月15日(金)	目黒区総合庁舎1階西ロビー	けます。
		目黒区総合庁舎1階西ロビー	
東京税理士会目黒支部	11月11日(月)	フレル・ウィズ自由が丘2階	相談希望の方は当日会場へお
による税の無料相談	11:00~16:00	イオンスタイル碑文谷2階	越しください。
		東京税理士会目黒支部	
税務講演会	11月12日(火)		出席ご希望の方は目黒法人会に
講師:目黒税務署	18:00~19:00	目黒区総合庁舎大会議室	ご連絡ください。
川口 桂司 署長	18.00** 19.00		当日のご出席も歓迎いたします。
(   eV = + +	11月14日(木)		式典終了後に祝賀会を開催いた
納税表彰式	16:00~17:00	目黒区総合庁舎大会議室	します。

### 目黒税務署 定期人事異動(令和元年7月10日)

			新		IΒ
		氏 名	異動元	氏 名	異動先
	署 長	川口 桂司	大阪局 課二 料調一 課長	坂井 一雄	(退官)
副	(総務担当)	上赤 努	(留任)	上赤 努	(留任)
副署長	(法人担当)	永野 仁	庁長官官房 参事官 課長補佐	長谷川 久恵	札幌局 調査査察 統括官
反	(個人担当)	村上 継晴	麻布 総務 総務課長	寺崎 泰弘	税大和光 専門教育 教授
特別国	税調査官(法人)	黒瀬 勝実	総務 税務相談室 相談官	鈴木 宗雄	木更津 副署長
	総務課長	重久 美香	調査四 調査総括 課長補佐	小泉 美奈子	総務 考査 課長補佐
特別国	税調査官(法人)	鶴田孝	相模原 法人 特官	_	
法人課和	说第1部門統括官	河場 昌和	課二 法人 実専官	菊地 英俊	渋谷 法人 特官
法人課和	说第2部門統括官	第2部門統括官 森田 京子 (留任)		森田 京子	(留任)
法人課種	说第3部門統括官	阿達 和則	(留任)	阿達 和則	(留任)
法人課種	说第4部門統括官	谷津田 智之	(留任)	谷津田 智之	(留任)
法人課和	说第5部門統括官	簑田 真一	(留任)	簑田 真一	(留任)
法人課和	说第6部門統括官	野口 博	(留任)	野口博	(留任)
情報技術	析専門官(法人)	小野田 昭広	(留任)	小野田 昭広	(留任)
審理	!専門官(法人)	栗林 直人	(留任)	栗林 直人	(留任)
連絡	調整官(法人)	中山 一宏	日本橋 総務 課長補佐	塩沢 正純	新宿 法人 連調官
法人	審理担当上席	小田 裕章	日本橋 法人5 上席	天野 周士	鶴見 法人 上席
源泉	審理担当上席	榎本 綾子	目黒 法人2 上席	田邊 明日香	目黒 法人 1 調査官

### 目黒税務署からのお知らせ

### 消費税 軽減税率制度説明会 開催のお知らせ

目黒区内の事業者の方を対象とした、消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置(複数税率対応レジの導入等に対する補助金)に関する説明会を以下の日程で開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ご出席くださいますようお願いいたします。

令和元年 10月1日から消費税率が 10%に引き上げられました。これと同時に、①酒類・外食を除く飲食料品と②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)については消費税率を8%に軽減する軽減税率制度が実施されています。

軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など制度の実施のための取り組みが必要となります。

開催日	開催時間	説明会会場	留意事項
10月15日(火)	15:00 ~ 16 : 30	目黒税務署 3階会議室	・どなたでもご出席いただけます (定員 30 名程度)。 ・事前登録制です。目黒税務署 消費税等担当まで申し込み をお願いします。
11月22日(金)	15:10 ~ 16 : 30	目黒区中目黒 5-27-16	・開始時間の 15 分前からご入場いただけます。 ・11 月 22 日は決算法人説明会終了後、左記の時間で軽減税 率制度等説明会を行います。

### 令和元年分 年末調整等説明会・消費税軽減税率制度説明会 開催のお知らせ

年末調整等説明会及び消費税の軽減税率制度に関する説明会を以下の日程で開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

開催日	開催	時間	説明会会場	対象地域等	
	用 紙 配 布 13:00 ~ 13:30 目黒税務署		どなたでもご出席いただけま		
11月6日(水)	年末調整等説明会 軽減税率制度説明会	13:30 ~ 15:45 15:50 ~ 16:20	3 階会議室 目黒区中目黒 5-27-16	す (定員 40 名程度)。	
	用 紙 配 布	12:30 ~ 13:00		大岡山・柿の木坂・自由が丘 洗足・平町・鷹番・中央町	
11月7日(木)	年末調整等説明会 13:00~15:30 めぐろ 軽減税率制度説明会 15:45~16:30 パーシモンホール	中根・原町・東が丘・碑文谷緑が丘・南・目黒本町・八雲			
	用 紙 配 布	12:30 ~ 13:00	( 大ホール )	青葉台・大橋・上目黒・駒場	
11月8日(金)	年 末 調 整 等 説 明 会 軽減税率制度説明会	13:00 ~ 15:30 15:45 ~ 16:30	目黒区八雲 1-1-1	五本木・下目黒・中町・中目黒 東山・三田・目黒・祐天寺	

- 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
- 説明会及び用紙請求などにご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先		
年末調整等説明会及び源泉所得税関係	目黒税務署 源泉所得税担当	03-3711-6251(内線 322~324)	
消費税軽減税率制度説明会	目黒税務署 消費税等担当	03-3711-6251(内線 314・316)	
用紙請求及び法定調書関係について	目黒税務署 管理運営部門	03-3711-6251(内線 622・623)	
用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書 及び住民税特別徴収について	目黒区役所 税務課	03-5722-9820(直通)	

【ご注意】上記の説明会会場の駐車場(めぐろパーシモンホールは有料)には限りがありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

## 健康エッセイ

ば 浦の苔 れお古 に渡せば 秋の 今 和 花も 中でも 夕 歌 秋の夕暮れ」 暮 れを 红 柔も意 原定 つ タ」と かり た名 H 旬 1) が呼

好きな句の みで 7 えって もない海辺の粗 の秋の夜長に月明りて葺いた屋根から日 いるようで、 秋の夕暮 0) 一つです。 夜には粗割 末な家の Ŋ 月 の の 中 光 の様葉 しさを が差しな 眠 削 子がかな私の りの苫 る 表しかか 姿 が込

### 睡眠不足と寿命

学教员 ころ 型 坊 と完全な夜型 究は英国での大規模な調査を解 いう研究結果を発表しまし し、結果は完全な朝型(全体の27%) ₽ 一の人に比ぶ の夜型の人が多いようです。もともと現代人は宵っ張り朝 上 一の問題 授グ が 全な夜型 ノ 1 ルー ス ヘクは を抱 べると短命に スウェスタン大学神 プは、 (同9%) 10 える割合 のグルー ₽ 夜型の-を比較す 終わる が高 いこと プでは健 た。 人は り朝 析研と 朝経と 寝

分りました。

私達の身体は自転に大きく影響を受けています。地球上で暮らすて、身体のリズムを刻むシステムは時計このリズムを刻むシステムは時計造伝子と呼ばれる一群の遺伝子が調整していて、朝の光を浴びその後朝食を摂ることでその日一日の体内リズムが適切に刻まれていくのです。

との見方を示しています。との見方を示しています。はないために、長期的な様々な問はないために、長期的な様々な問での時計が朝型の社会生活に適合この論文の著者も「夜型の人は

クが にいイ 脳 ます マー病の原因の一つと言われての中に蓄積することがアルツハアミロイドβと呼ばれる物質が 不足でアルツハイマー 米国 3 上がることを報告して 0 口 研究ではたった一 イ 研究では熟睡した翌日 い脳 睡 眠しなかっ どうなるか ています。-病のリス た翌朝 そ を

> 範囲は記憶に関連する海馬や感覚 情報を伝達する視床にまで及んで が鈍くなっていると感じたことが が鈍くなっていると感じたことが が鈍くなっていると感じたことが ありませんか?事実、米国のスペー スシャトルチャレンジャー号が打 ち上げから僅か73秒で爆発した悲 ち上げから僅か73秒で爆発した悲 ち上げから値か73秒で爆発した悲 ち上げからでかで場所で が変したことが が立ていると感じたことが ありませんか?事実、米国のスペー スシャトルチャレンジャー号が打 なエラーだったと言われています。

田

子

果をみても睡かっているの のおり 排 せ須 の作 泄 ち 7 要物質を隅々まで掃き清めて してくれて 掃除担当がアミロイドβなど 作業であることは否定できまみても睡眠が私達の健康に必ているのです。多くの研究結ツハイマー病の予防にも一役ツロイスれているので、睡眠はしてくれているので、睡眠は なみに脳 いる間に脳脊髄液と呼ば は働 き者で私 達 れが

### 眠負債を返済するには

睡

察力しても眠りがなかなか訪れな (睡眠圧)」という言葉が生まれる ほどに現代人の睡眠時間は削られ ているようです。睡眠負債とは寝 不足が累積して身体にも不具合が 生じるだけでなく、日常の活動に も支障をきたす状態を指していま す。睡眠負債を返済する方法は唯 一「眠る」以外に無いそうですが、

> る意 Ł 外な習慣を一つご紹 よう す。 は睡眠 b 1 介し 法 を バ は 7 妨

異なるために様々な副作用が報告眠導入剤は生理的な睡眠リズムとどうしても眠れない方のための睡 され れい 2 0 1 4 されていましたが、 質メラトニンを抑制するため睡眠就寝前の歯磨きは睡眠を誘う物 ません そうですの は 質を低下させてしまうそうです。 自 7 一然な睡 、るオ 年か 眠リズムに極 レキシ ら で 臨床現場でも利用 待 ンン受容 近年開 できる 発され 体拮抗 かめ T ₽ 近 抗

ついてみてはいかがですか?葉を思い出しながら、今夜は床にける最高の主菜である」という言節に「睡眠こそこの世の饗宴におシェイクスピアのマクベスの一



### 目黒都税事務所からのお知らせ

### 「地方法人特別税」が廃止され「特別法人事業税」が創設されました

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

### 特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税が創設されました。 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間 の暫定措置として導入された地方法人特別税は廃止され、特別法人事業税の申告納付が必要になります。 特別法人事業税は、地方法人特別税と同様に法人事業税の一部を分離して創設されるものですので、この 改正により各法人の税負担が増えることはありません。

特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。 法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されましたので、ご注意ください。

**〇納 税 義 務 者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。

**〇申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。

令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。 〇適 用 時 期

> (注)令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の申告納付が必要です。 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)

〇課 税 標 準 〇税 表



		税率(%)		
課税標準	法人の種類	特別法人事業税	地方法人特別税	
<b>林悦保</b> 华	<b>広</b> 入の性類	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	43. 2	
基準法人所得割額	特別法人	34. 5	43. 2	
	外形標準課税法人	260	414. 2	
基準法人収入割額		30	43. 2	

### 法人事業税の税率変更

特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税(所得割・ 収入割)の税率が変更されます。(付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。)

### 〇税 率

区分 法人の種類		所得等の区分		税率(%)			
				令和元年10月1日以後に 開始する事業年度		平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	
				不均一課税適用 法人の税率 (標準税率※1)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 (標準税率※1)	超過税率
			重軽 年400万円以下の所得	3.5	3. 75	3.4	3. 65
	普通法人、公益法人等、人 格のない社団等	得 法	減 年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5. 665	5. 1	5. 465
所得を課税 標準とする		레 스	年 年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人 ※2	7. 0	7. 48	6.7	7. 18
法人	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる		F減 年400万円以下の所得	3.5	3. 75	3.4	3. 65
	協同組合等(農業協同組 合、信用金庫等)及び医療 法人〕		年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人 ※2	4. 9	5. 23	4. 6	4. 93
	電気・ガス供給業、保険業 又は貿易保険業を行う法人	収入割	N	1.0	1.065	0.9	0. 965
		適用法人 所得割	重軽年400万円以下の所得	(0.4)	0. 495	(0.3)	0. 395
	地方祝法弟 / 2余の2弟 □ 項第 1 号イに規定する法人   得		税 年900万円を超え	(0.7)	0. 835	(0.5)	0. 635
課柷法人			年 4800万円を超える所得 軽減税率不適用法人 ※2	(1.0)	1. 18	(0.7)	0. 88
	資法人、一般社団・一般財 団法人は除く)〕	資法人、一般社団・一般財 / than		_	1. 26	_	1. 26
		資本書	削	_	0. 525	_	0. 525

- ※1 東京都では、標準税率を超える 税率(超過税率)を定めて超過課税 を実施していますが、次の法人に ついては不均一課税を行ってい るため標準税率を適用します。
- 資本金の額(又は出資金の額)が 1億円以下で、かつ年所得が2, 500万円以下の普通法人
- 年所得が2,500万円以下の 特別法人
- 資本金の額(又は出資金の額)が 1億円以下で、かつ年収入金額が 2億円以下の収入金額を課税標 準とする法人
- ※2 軽減税率不適用法人とは、3 以上の都道府県に事務所・事業所 を設けて事業を行っている法人 で、資本金の額(又は出資金の額) が1,000万円以上の法人をい います。

(注)( )内の税率については、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税や地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用 います。

【お問合せ先】所管都税事務所の法人事業税班(目黒区内の法人の所管は渋谷都税事務所です)

### 区役所だより

### ミアム付商品券を販売しています

10月の消費税率引上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、 区内の商店街などで使える商品券を販売しています。

### ○購入対象者

1) 住民税非課税者

平成31年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、令和元年度の住民税(均等割)が非課税のかた。 ただし、住民税(均等割)が課税されているかたの扶養親族等や生活保護を受けている場合などは対象 外です。

2) 子育て世帯の世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主で、次の表に 示す基準日にお子さんと世帯主が住民登録のあるかた。

対象となるお子さん	基準日
平成 28 年 4/2 ~令和元年 6/1 生まれ	6/1
6/2 ~ 7/31 生まれ	7/31
8/1~9/30生まれ	9/30

○ **購入限度額** 対象者 1 人につき 2 万円(2 万 5 千円分)まで

○ 購入方法

対象者には商品券購入引換券をお送りしています\*。

この商品券購入引換券と購入代金、本人確認できるものを持って、購入場所で商品券を購入してください。 \*購入対象者1のかたは申請が必要です。対象と思われるかたに申請書を8月上旬にお送りしていますので、お済みでな いかたは申請してください(受付は12月27日まで)。

カクニャン

- 購入場所 ・区内郵便局 24 カ所
  - ・目黒区総合庁舎本館1階 産業経済・消費生活課プレミアム付商品券係
- **購入期限** 令和 2 年 2 月 21 日 (金)
- ○使用期限 令和2年2月29日(土)
- ○取扱店舗を募集しています 詳細は区のホームページでご案内しています。事業者の皆さま、是非ともご参加ください。

ご質問・ご相談は、プレミアム付商品券専用ダイヤル(6667-6508)にお問い合わせください。

### 転車シェアリング事業を開始しました!

### ■ 自転車シェアリングとは

目黒区は、平成31年1月16日から事業主体を目黒区、事業運営を株式会社ドコモ・バイクシェアとして、 自転車シェアリング事業を開始しました。

自転車シェアリングは、サイクルポートと呼ぶ自転車を借りる・返す場所から電動アシスト自転車が利用で き、区民や区外からの来訪者等が移動・回遊するための交通手段として利用できます。目黒区と広域相互利用 が可能な千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区のサイクルポートで自 転車を借りて返すことができます。

### ■ 自転車シェアリングを利用するには

ご利用時には、会員登録が必要になります。会員登録の際に、「通話とメール受信可能なスマートフォン」 と「クレジットカード」が必要です。サイクルポートの設置場所及び会員登録に関しては、下記の運営事務局 ホームページをご覧ください。



### ■ サイクルポート設置協力のお願い

目黒区では自転車シェアリングをより便利に利用していただけるよう、サ イクルポートを区内全域に設置する予定です。土地所有者、マンション管理 組合様等で、サイクルポート設置をご検討下さる場合は、下記の「ドコモ・ バイクシェアお客様サポートセンター」までご一報ください。

○運営事務局ホームページ: https://docomo-cycle.jp/meguro/ 〇ドコモ・バイクシェアお客様サポートセンター 電話:0120-116-819

問い合わせ先 目黒区土木管理課自転車対策係 電話:03-5722-9444

目黒区役所ホームページ http://www.city.meguro.tokyo.jp/

# 、ルスからウェルネスへ

# そしてサードプレイスの充実を

を意味する「illness」とは対照的 著書である『ウェルネスツーリズム 学大学院観光科学研究科ウェルネス 全に良好な状態が「健康」であると 界保健機関「健康」の定義では、 るでしょう。一九四八年発表の、 すと、ウェルネスとは、「元気」や「爽 研究分野教授医学博士の荒川雅志氏 どのようなことでしょうか。琉球大 ます。ウェルネスとヘルスの違い、 から「ウェルネス」へと変化してい うことも審議されましたがそれはま しています。一九九九年には、霊的 が丈夫なこと」「病気でないこと」、 だ定義としては認められていません。 (スピリチュアル)も入れたいとい サードプレイスの旅-』を引用しま そして今、社会は「健康=ヘルス」 精神的、そして社会的にも完 7 皆様はすぐにお答えにな 病気ではない状態を「健 なんですか?」と質

> れていこうということですね。 を表示であり、より広い健康観を表しているものとあります。運動や食事、インの繋がりなど、生活の中により積極的に健康を意識し取り入れているものとあります。運動や食事、大きないのとあります。

旅行会社も「ヘルスツーリズム」へと、より積極的な健康、より広義の健康でいます。私が九月、十月に関わらています。私が九月、十月に関わらています。私が九月、十月に関わらせていただきますクラブツーリズムを養、認知症予防の学習をしながら端ですというものです。私は認知症予防の講義を担当させていただきますが、よりよく生きるライフスタイルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのあり方を提案している旅行プロルのよりに対している。

会的な繋がり」に絞り考えていきなーでは、「ウェルネス」について「牡

持っているのでしょうか。
せ会的繋がりの場、私たちはどこになる。」とも言われています。このまた、「社会的繋がりが多いと認知また、「社会的繋がりが多いと認知また、「社会的繋がりの場がりが多いと認知なる。」とも言われています。といます。私が病院看護師としいと思います。私が病院看護師としいと思います。私が病院看護師とし

身が認められ迎えられる場、帰属意すが、このサードプレイスこそ、自場所」と著書でも何回も言っていま 共生活の場」、「とびきり居心地よい ドプレイスを「インフォーマルな公 ミュニティの基盤を提供するととも 場、そして第三に広く社交的 第二に報酬をともなうか生産的な といえることでしょう。 識の高まる社会的繋がりが持てる場 と述べています。この第三の場、サー にそのコミュニティを謳歌する場」 なければならない。」「第一に家庭、 る三つの領域のバランスがとれてい 実の日常生活を送るには、次にあげ という著書の中で、「くつろいだ充 デンバーグは、『サードプレイス』 アメリカの社会学者、レイ・ いな、コ オ

ほぼ全員が立って踊る

を はどこでしょうか。「仕事帰り になるでしょうか。「仕事帰り が楽しい行きつけのお店?」「ボ の一杯、女将さんや常連さんとの会 の一杯、女将さんの常連さんとの会 の一杯、女将さんのが連さんとの会 の一杯、女将さんがは が進さんとの会

はありましたが、

スポットライトの中ステージを歩かでしょう。当日は、ドレスを纏い、

で

スがあることでしょう。

私は、二〇〇七年に「介護予防」 を重視した会社を立ち上げ、十三年 を重視した会社を立ち上げ、十三年 を重視した会社を立ち上げ、十三年 はでいます。毎年夏には、様々な予 しています。毎年夏には、様々な予 しています。毎年夏には、様々な予 しています。毎年夏には、様々な予

を行っていますが、今年は、一部を「それぞれのけから八十代後半の方のだがら、一部は、「三十代から八十代後半の方のだが、一部を「それぞれのけから八十代後半の方のだが、一部を行っていますが、今年

そこには、「老いも若きも」という楽しい空間がありました。皆様のう楽しい空間がありました。皆様のていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを向けていた写真家の方もカメラを描しました。

ドプレイスを持っていらっしゃる するために、「運動」 頃 しゃるのです。この 「ウェ 仲間への帰属意識 ルネス」を意識 イベントに参 行う集 もあるサー して 寸 5

そしてその場所は、老いも若きも あった、と考えてもいいでしょう。 る」のではなく、「楽しいことをす どの中からの「繋がり」、そし でもあったといえます。 う、より創造的な交流が生まれる を起こせた、そのためにステージが る」ために「より積極的な健康行動」 わない、「病気にならないようにす のことを達成するためだけでもかま めだけでもかまわない、 常で行う、それがステー しいことをしたいために」 レイ・オルデンバーグが言 イスでの 運 ほんの一 ジに立つた 運動 や会話 歌を日 が 瞬

玉

0)

に戻っていく、 私たちにはサードプレイスが大切「ストレス社会」と言われる昨今、 る仕組みを、それぞれが作っていく 日常を生活にうまく取り入れていけ と自己実現ができるよう、素敵な非 セカンドプレイスである職場へ元気 な息抜きの場になるように、そして ことが必要になってくるのではない ファーストプレイスである家庭や、 いつまでもいきいき

かつて「成人病」 九九六年七月より と呼ば れてい

びをひとつずつ大切にやって

「これからがも

知ね。 と早めに手を打とうという変化です 十二月に変更になりました。 んでいることなどから、二〇〇 という用語が侮蔑的な意味合いを含 生活習慣が大きく関与するという 今ではどなたも使っている「認 変わりました。 以前使われていた「痴呆」 病気の早期発見から予防へ その発 Щ )四年

= ヘルス」です。そして、「ヘルス」 二,〇〇〇万円が必要と金融庁が発 いもありますが、まだまだ元気、気数字としてみると正直毅然とする思 得ない時代、やはり心配事は ちで老後のことを真剣に考えざるを それぞれの生活があり、 な時代から、核家族化になり子供も の面倒は子供がみることが当たり前なくなりました。大家族が大半で親 とを真剣に考えていかなければなら 平均寿命の延伸で私たちは老後 表し、様々な意見が飛び交いました。 老後の資金として公的年金以外に も昨年カ・ン・レ・キを迎えまし より積極的な「ウェルネス」へ。私 変遷 「ヘルス」から「ウェルネス」へ 、ちはそれこそ二十代で、子育てが [の社会構成にもあるのでしょう。 れてからのこの数年が、 超高齢社会となった我 親は自分た いろいろ 健 のこ た。 康 が

受したいですね。

創造していく層)」、と新しい価値観の価値観を有する新たな生活文化をチュラルクリエイティブ層(次世代ダン(現代主義者)へ、そしてカルラディッショナル(保守層)からモラディッショナル(保守層)からモ ます。 思います。人はだれでも寿命は 設計をどうするのか、これからの人しっかり生きていたい、以後の人生やはり、私たちはぎりぎりまで 生を楽しくお洒落にかっこよく、よ を持つ人口層が増えてきています。 消費行動を実践する新し 心にサステナビリティ(持続可 、積極的に健康行動を起こしたい [層が台頭しはじめている」、「ト《行動を実践する新しい価値観の心向する、環境と健康に配慮した だからこそ、 れるように、「先進諸 がずで 自分の人生 出 [の著書で 玉 一を享 あ ŋ と

「人生百年時代」、平均寿命は 「ウェルネス」を、「とびきり居心地 しています。シニアと言われる齢に しています。シニアと言われる齢に をった今だからこそ、自分に合った がった今だからこそ、自分に合った はりますと、男性八十一・二五歳、女 と過去最高を更新 と思います。まだまだ活躍できるシ ニアでいるためにも、先輩の皆さま |極的な健康行動について考えてみ 度、生活を見直すこと、 より

### 小宮山 寿美子 株式会社サルーク 代表取締役

ŋ

・健康運動指導士・日本抗加齢医学会指導士・ボールインストラクター・介護支援専門員・福 祉住環境コーディネーター。 1958 年 2 月長崎県諫早市生まれ。 県立長崎保健看護学校 (現長崎県立 大学シーボルト校) 卒。看護師資格取得後、福岡赤十字病院勤務 (腎センターにて腎移植前後の看護)。 29歳で上京し、東京大学医科学研究所付属病院勤務(外科・移植科)。アメリカピッツバーグ大学病院 に肝移植看護研修派遣。東京共済病院時代は、外科・透析看護・救急を含む外来、腎臓病や糖尿 病患者への在宅療養指導を担当。2003年、介護予防の仕事をやりたく病院を退職。介護予防ボランティ アグループを結成し、講話やライブを開催。同時に目黒区介護予防教室の指導者として活動。2005年、 社会福祉法人清徳会にて目黒区介護予防事業を受託する。2007年介護予防重視型通所介護事業所 と自費運動教室を中心的事業とする株式会社サルークを設立。2015年早稲田大学人間科学部健康福 祉科学科入学、e ラーニングにて 2018 年 3 月卒業。 『地域高齢者における運動継続を促す要因分析』 として 220 名の目黒区民への調査をまとめた。 2019 年 6 月、会社設立 13 年目を迎え、7 月、通所介 護事業の指定期限を機に介護保険事業を廃止。自費教室と整骨院、目黒区より受託の介護予防事業の

継続と、8月より、より積極的な「予防」「ウェルネス」の推進に向け、自由な形での事業を展開している。



〒153-0063 目黒区目黒2-9-5ブラッサム目黒4階 株式会社サルーク

TE 0 3 - 6 4 2 0 - 0 0 9 1 (AX) 0 3 - 6 4 2 0 - 0 0 9 2 saru-ku.try0613@fuga.ocn.ne.jp

(R) http://www.saru-ku.jp/

### 第9支部防犯講習会 「日常における防犯について」



開催:7月19日 場所:朝倉

講師:碑文谷警察署生活安全課課長 北村真一 氏

### 医療セミナー 「がんにならない人の法則」



開催:7月11日

場所: 代官山花壇 講師: 医学ジャーナリスト 松井宏夫 氏

### 「目黒区商工まつり目黒法人会税 PR ブース」





開催:7月27日~28日 場所:目黒区民センター

### 「中目黒夏まつり目黒法人会連(阿波踊り)」







開催:8月3日 場所:目黒銀座一帯

### 「3級簿記講座」



開催:9月4日〜延べ15日間 場所:目黒区民センター 講師:税理士・TAC 講師 淡路幸人 氏

管理者セミナー 「利益管理」と「資金管理」



開催:8月23日 場所:法人会館 講師:㈱エフシーバンク営業部長 鈴木智久 氏 他

### 目黒区民(さんま)まつり「目黒税務連絡協議会税 PR ブース」





開催: 9月15日 場所: 目黒区民センター

第8支部 「豊洲市場見学会」



開催:9月19日場所:豊洲市場

「消費稅軽減稅率制度説明会」



開催:8月6日、8月23日、9月6日他 場所:目黒税務署 講師:目黒税務署法人審理(消費税)担当上席 牧野 晋 氏

税務講演会(目黒優申会) 「国税組織における人材育成」



開催: 9月24日 場所:代官山花壇

講師:目黒税務署 署長 川口 桂司 氏

青年部会 「一泊研修」



運動プログラムにて心身浄化・更なる自社企業での活躍力を養う 開催:9月27日~28日 場所:日本メディカルトレーニングセンター

青年部会 「親睦ゴルフコンペ」



開催:9月 27 日 場所:真名カントリークラブ

	1	1	
第 10 支部 税務研修会 (誰でも参加自由)	10月16日(水) 17時30分~	目黒法人会館 2階研修室	・内容:消費税率引上げへの対応消費税率アップの概要と原則的な考え方、経過措置、軽減税率、請求書等について、実務上の注意点を中心に解説・講師:夏賀弘次氏(税理士) 辻・本郷税理士法人渋谷事務所代表
目黒地域福祉のつどい バザー出品	10月26日 (土) 10時30分~16時頃	中目黒GTプラザ 周辺	自分には不要だが、他人には役立つもの (未使用の物または新品同様)の寄贈を お受けいたしております。
源泉部会 令和元年度年末 調整等説明会	11月6日(水) 13時30分〜 (誰でも参加自由)	目黒税務署 3階会議室	・給与所得者の年末調整の仕方 ・法定調書の作成と提出について ・給与支払報告書の作成と提出 他
令和元年度分 年末調整等 消費税軽減税率 制度説明会	11月7日休) 13時30分〜17時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	対象地域:大岡山、柿の城阪、自由が丘、 洗足、平町、鷹番、中央町、中根、原町、 東が丘、碑文谷、緑が丘、南、目黒本町、 八雲
令和元年度分 年末調整等 消費税軽減税率 制度説明会	11月8日金 13時30分~17時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	対象地域:青葉台、大橋、上目黒、駒場、 五本木、下目黒、中町、中目黒、東山、 三田、目黒、祐天寺
税を考える週間 「税務講演会」 (誰でも参加自由)	11月12日似 18時~20時	目黒区総合庁舎 大会議室	・第1部 川口 桂司 目黒税務署長講演会 ・第2部 外部講師による講演会
目黒税務署 納税表彰式	11月14日休) 16時~	目黒区総合庁舎 大会議室	・目黒税務署長表彰、署長感謝状贈呈 ・受彰者祝賀会
事業承継セミナー 〜よくわかる! 会社の継ぎ方 売り方、畳み方〜 (誰でも参加自由)	11月20日(水) 14時~	目黒法人会館 2 階研修室	・内容:長年積み重ねてきた事業継承の成功事例の長寿社会からの学びを活かし、 税務だけにとらわれない、より幅広い視点から中小企業の事業承継を解説 ・講師:小西 孝幸 氏 他 2 名 (ワイズ・パートナーズ税理士法人代表)
消費税軽減税率制度 説明会 (誰でも参加自由)	11月22日惍) 15時10分~16時30分	目黒税務署 3階会議室	<ul><li>・内容:消費税の軽減税率制度及び事業 社支援措置(複数税率対応レジの導入 等に対する補助金)に関する説明会</li><li>・講師:目黒税務署署員</li></ul>
第8・9・10支部、 女性部会共催 公開講演会 (誰でも参加自由)	11月29日金 18時~	野村證券 自由が丘支店 地下 1 階会議室	・内容:野球を通じて地域の活性化、地域への貢献、プロ野球選手を夢見る若者の育成・指導に CHALLEGE・講師:村山 哲二 氏 (株ジャパン・ベースボール・マーケティング代表取締役)
新年賀詞交歓会	令和2年1月29日/x) 18時~	ホテル雅叙園東京	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協 議会主催による「新年賀詞交歓会」

※お申し込みは、事務局宛お願いします。

※他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。FAX:3712-8829 TEL:3712-9588 E-mail: mg\_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書 (コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:	TEL	FAX

お申込会社住所: E-mail:

### 公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。 毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外に も随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL:3712-9588) までお問合せください。 最新のイベント情報は、当会のホームページ (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) をご覧ください。

行 事	日時	会場	内容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー・人事・労務・賃金全般・社会・労働保険全般(厚生年金、健康保険、労働保険など)・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料で セミナーがご覧いただけます (http//www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講 できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月26日月13時30分 10月17日休13時30分 12月12日休13時30分 2月12日休13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問)税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します(ホームページの「新設法人企業経営者の皆様に」をご覧下さい)
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	10月18日金13時30分 11月22日金13時30分 12月13日金13時30分 1月17日金13時30分 2月13日闲13時30分	目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問)主 に決算・申告の実務、法人税、消費税、 印紙税、源泉所得税等を解説します。
なんでも無料 個別相談会 ~一人で悩む前、 まず相談を~ (税務・会計・人事 労務・その他)	予約制ですので 事務局に連絡下さい 10月24日休 11月20日休 12月20日金 1月21日伏 2月20日休 3月24日伏	目黒法人会館 相談時間は1時間 ①10時~11時 ②11時~12時 ③13時~14時 ④14時~15時 ⑤15時~16時	・複数のお悩みをワンストップで解決 ①法人税務会計全般 ②税務セカンドオピニオン ③会社設立(後)支援 ④確定申告 ⑤税務調査対応 ⑥相続・贈与対策、申告サービス、資産承継 ⑦自社株評価 ⑧事業承継 ⑨M&A ⑩税務経理周りの業務合理化 ⑪人事労務問題全般 ⑫働き方改革対応 ⑬各種規定類の見直し ⑭総務人事周り業務合理化 ⑮その他、アウトソウシング等相談
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会 (誰でも参加自由)	10月11日金 11月18日月 12月20日金 1月16日休 2月3日月	目黒法人会館 2階研修室 3階会議室	・租税教育の意義・目的について ・租税教室の進め方 ・講師・アシスタント養成のための実技 体験及び参加者相互指導等
第 26 回めぐろ 童謡コンサート (誰でも参加自由)	10月13日(日) 13時開演 入場券1,000円(当日券) 800円(前売券)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	・区立みどりがおかこども園、地球クラブコスモス、区立大鳥中学校 吹奏楽部、東京音楽大学中目黒校、鳥取県わらべ館 松田 千絵 氏特別出演 ダ・カーポ
消費税軽減税率 制度説明会 (誰でも参加自由)	10月15日伙) 15時~16時30分	目黒税務署 3階会議室	・内容:消費税の軽減税率制度及び事業 者支援措置(複数税率対応レジの導入 等に対する補助金)に関する説明会 ・講師:目黒税務署署員
第8支部 新しい相続のかたち 「家族信託」セミナー (誰でも参加自由)	10月15日似 18時~	目黒法人会館 2階研修室	・内容:家族信託を考える 〜認知症による財産凍結を防ぐには〜 家族信託について正しい知識と家族信 託の活用法を学びましょう ・講師:留目 律 氏(税理士)
源泉部会 第1回実務研修会 源泉部会 第2回実務研修会	10月16日/x) 13時30分~ 10月24日/x) 14時~	目黒法人会館 2階研修室	・年末調整の仕方 (初心者向け・演習問題あり) ・年末調整チェックポイント

### お知らせ

### 「税を考える週間」協賛「税務講演会」のご案内

目黒税務連絡協議会では 11 月 11 日(土)~ 17 日(金)の「税を考える週間」税務講演会 を開催いたします。

所:目黒区総合庁舎大会議室(目黒区上目黒2-19-15)

間:11月12日(火)午後6時~8時

容: (第1部) 目黒税務署長講演会 午後6時~7時

> (第2部)外部講師による講演会(予定) 午後7時~8時

参加費:無料





### 第8・第9・第10支部女性部会協賛合同講演会開催のご案内

付:11月29日(金)午後6時~

場 所: 野村證券自由が丘支店地下1階会議室(目黒区自由が丘2-10-9)

題:「野球を通じて地域の活性化、地域への貢献、プロ野球選手を夢見る若者の育成・ 演

指導に CHALLENGE」

師:株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング 代表取締役 村山 哲二氏

参加費:無料

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg\_info@tohoren.or.jp

編集後記

のもと最初の広報 協力をいただき大変助かりました。 今後とも宜しくお願いいたします。 「椎の木」

広報委員会は新委員長に磯部 の編集長として編集委員の皆様の温かいご 暁副会長、 新委員の仲間を迎え、

倉方 基弘



新体制

で印象に残っ すすみ、口の中の休憩にたまごを挿みいからまずたのみ、少し脂ののった魚へと逸る気持ちをおさえ、さっぱり白身の魚で印象に残っているウナギと出会うため このランチ。 よー」って! えー!! ろ、やさしい大将がこちらを見てにっこざ、お待ちかねのウナギを注文したとこ 打アナゴくんの出番としました べくランチのため近くのお寿司屋さん をテーマに書くこととしました。 午前 しての和食として、説明の最後に「そ農林水産省の参考文献で伝統的食文化 えまだまだむし暑く、 なぎるスーパーサラリーマンを目指 [は秋号が多くふと何について書こうかこの広報誌へ記事を書く時期がなぜか 」って! えー! 9月になったとは)笑みながら「もう今年はおわった は書類がたまり、 やはり今回も大好きな まことに残念。その日は代 何気なく前回来た時の注 英気養うための から の生 食べ物

ルパイを食べながら編集子を書かせてなから一日の締めとして取寄せたアッなから、技術の進歩と職人さんたちに感謝 てもいい時代になったかもしれません感じながらお取り寄せ食品を楽しんでみ努力がなされております。少しそんな事だから出せる味とまで言わせるため日々 れたりもしましたが、それも今では冷食ど今でいう都市伝説的な言葉が昔は聞か力するメーカーや店舗。体に悪いからなそれに対して少しでも応えようと企業努 す。冷凍技術の発展により冷食だからこ価値がかわってきていると感じておりまもらいましたが、我々が思う食の時期、今回は個人体験感想をもとに書かせて るべくお得にと動く消費者の行調理器具と調理方法。おいしい そできるフランチャイズでの味 ただきました。ごちそうさまでした。 いものをな 動心理。 0 統 ·

感じのボディー!ウナギです。仕入れやないですか。そう少し焦げ目があり横かないですか。そう少し焦げ目があり横からみるとふっくらしているけどしまったらみるとふっくらしているでは、後仕事でスーパーへ行くことになり鮮魚 側面か ました。 時期を忘れてはい ことが望まれるのである。 から出せる技術の進歩。頭がさが、仕込み方法の違いなどいろいろ を次世代に伝える けませんでした。 強い意志を持 とありま そ ず りな

秋

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

### ~商工会議所は経営者の頼れるパートナーです!~

### 下東京商工会議所 目黒支部

商工会議所が資金調達をお手伝い! ~小規模事業者向け融資制度~

### マル経融資

●融資限度額 : 2,000万円

●返済期間 : 運転資金7年以内、設備資金10年以内

●担保・保証人: 不要(保証協会の保証も不要)

●利 率 : **1.21%** (2019年9月2日現在)

●融資対象 従業員20人以下の法人・個人事業主の方(商業・サービス業は5人以下)

税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方 など

※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いは2020年3月31日公庫受付分まで。4月1日以降の取り扱いおよび詳細は下記ま でお問い合わせください。※審査の結果、ご希望に沿えないことがありますので予めご了承ください。

### 経営に関するお悩み解決!

### 窓口専門相談(無料・要予約)

### 相談機関が一堂に会する 秋期の経営・融資相談会を開催!

時:11月8日(金)13時~17時

◇相談内容:融資相談(マル経融資・その他の融資相談)、補助金・助成金活用に関する相談、

法律相談 ※相談は各社30分間(法律相談は各社1時間で16時まで)

◇相談先:①日本公庫五反田支店(マル経以外の融資相談など)

②東京商工会議所目黒支部 (マル経融資・経営全般の相談)

③ビジネスサポートデスク東京南(補助金・助成金利活用、経営全般の相談)

④弁護士(法律相談)



ORコードから!

経営・融資相談会のほか、別日程で税務相談も受け付けています。

●税務相談 (税理士) : **11月7日 (木) (**時間) 13 時~16 時 (各社 1 時間)

※本相談は経営に関する相談に限定しております。※お電話でご予約ください。

### 多種多様なテーマで開催!

### 講習会・セミナー(無料・事前申込)

●テーマ: **粗利に徹底注目して、会社を強くする**~粗利と利益の関係を決算書から読み解く~

●日 時 : 2019年11月6日(水) 14時~16時

●会場: 目黒区民センター5階 会議室(目黒区目黒2-4-36)

●講 師 : 藤田功税理士事務所 税理士 藤田 功 氏

お電話でご予約ください

※詳細につきましては、当支部ウェブサイトでもご確認いただけます。

↓↓ 現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記 URL にてご確認いただけます ↓↓

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F TEL:03 (3791) 3351/FAX:03 (3791) 3573

http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/ 東商 目黒支部





### 法人会会員のみなさまに

### 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2018年10月から総合型♥ Rタイプの保険 期間5年を新発売いたしましたので従来の保険期間 10年と比較し、必要な期間の保障をご加入いただき やすい保険料で確保いただけるようになりました。



### 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



○上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と

AIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動·無解約払戻金型)

**Jタイプ**: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2018年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

### 引受保険会社



**渋谷支社**/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

### IG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル) TEL 03-6894-9110

> F30-1025(平成30年8月15日) B-180388